泉南市民生委員協力員設置要綱

（設置）

第１条　民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号。以下「法」という）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 条）に基づき活動を行う民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の負担を軽減するとともに、新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを図ることにより、本市の地域福祉の増進を図るため、民生委員活動を補佐する「泉南市民生委員協力員」（以下「協力員」という。）を設置する。

（配置基準）

第２条　協力員は、原則として民生委員１人につき１人置くことができるものとする。

（推薦）

第３条　民生委員は、民生委員活動を行うにあたり、協力員を必要とするときは、原則として担当する地区に居住する者の中から協力員候補者を選び、泉南市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）の会長に対し、協力員の設置を要請することができる。

２　協力員設置の要請を受けた市民児協の会長は、当該民生委員の活動状況を勘案し、協力員設置の必要性及び協力員候補者が次条に規定する適格要件等に該当しているか判断を

行うものとする。

３　市民児協の会長は、前項により協力員候補者が適格であると判断したときは市長に対し、泉南市民生委員協力員推薦書（様式１）及び第９条に規定する事項を遵守する旨の誓約書（様式２）の提出により推薦を行うものとする。

（適格要件）

第４条　協力員の適格要件は、次のとおりとする。

（１）社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者

（２）原則として補佐する地区に居住しており、地域の実情をよく知る者

（３）生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者

（４）個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を守ることができる者

（任期）

第５条　協力員の任期は、協力員設置を要請した民生委員の任期に準じる。

２　協力員の再任は妨げない。

（委嘱）

第６条　協力員は、市民児協の会長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

（辞任の届出）

第７条　協力員は、自身の都合により協力員の職を辞任しようとするときは、泉南市民生委員協力員辞任届（様式３）により、市長に届け出なければならない。

（職務等）

第８条　協力員は、民生委員と連携し、その指示及び指導のもとに、民生委員活動を補佐する。

２　協力員は、自身の活動状況について、補佐する地区の民生委員に対して、適時に連絡・報告・相談を行い、かつ、毎月の活動について泉南市民生委員協力員活動報告書（様式４）を補佐する地区の民生委員又は市民児協の会長に提出する。

３　補佐する地区の民生委員又は市民児協の会長は、前項の報告書を市長に提出しなければならない。

（義務）

第９条　協力員は、前条に規定する職務を行うにあたっては、法第 15 条及び第 16 条に規定する義務に準じた義務を負う。

2　協力員は、その職務において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。ただし、市長、市民児協の会長及び補佐する地区の民生委員の指示があった場合を除く。

（指揮監督）

第 10 条　協力員は、その職務に関し、市長、市民児協の会長、補佐する地区の民生委員の指揮監督を受けるものとする。

（活動費等）

第 11 条　市長は、協力員に、活動に伴う実費弁償として月額 1,000 円を支給することとし、支給基準は次に掲げるとおりとする。

（1）活動費の支給対象月は、委嘱された月からとする。

（2）退任、辞任、又は死亡した協力員の支給終了月は、退任、辞任、又は死亡した月とする。

（3）第 8 条第 2 項に規定する泉南市民生委員協力員活動報告書の提出において、活動実績が全く無い月の活動費については支給しない。

2　活動費は、4 月から 9 月までの活動分は 10 月支払い、10 月から 3 月までの活動分は翌年度の 4 月支払い、退任、辞任、又は死亡した月はその翌月支払いとし、活動報告書の提出後 30 日以内に支払うものとする。

（解嘱）

第 12 条　協力員が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、市長は、市民児協の会長の具申に基づき、これを解嘱することができる。

（１）職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

（２）職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

（３）協力員としてふさわしくない非行のあった場合

（４）その他、市長が協力員としてふさわしくないと認めた場合

２　市長は、前項に掲げるもののほか、第７条の規定により協力員から泉南市民生委員協力員辞任届が提出されたとき、又は協力員が死亡したときは、当該協力員を解嘱するものとする。

（その他）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和８年 10 月１日から施行する。

（様式 1）

年　　月　　日

泉南市長

泉南市民生委員児童委員協議会

会　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

泉南市民生委員協力員推薦書

下記の民生委員協力員候補者は適格であると認められますので、推薦します。

記

氏　名（ふりがな）	住所		電話番号
	泉南市		
生年月日	性別	地域活動履歴	
昭・平　　年 月　日（　　齢）			

※推薦日時点での年齢　　以上

（適格要件）第 4 条　協力員の適格要件は、次の通りとする。

(1) 社会奉仕の精神に富み、人格見識ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者

(2) 原則として補佐する地区に居住しており、地域の実情をよく知り、住民から気軽に相談を受けられる者

(3) 生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者

(4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を守ることができる者

※添付書類：誓約書（様式 2）

（様式 2）

年　　月　　日

泉南市長

誓　約　書

・泉南市民生委員協力員として活動を行うにあたり、個人の人格を尊重し、生活上、精神上、肉体上の秘密を守り、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的又は優先的な取り扱いをしません。

・泉南市民生委員協力員の地位を、政党又は政治的目的のために利用しません。

・市長、市民児協の会長及び補佐する地区の民生委員の指示があった場合を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしません。また、その職務を退いた後も同様に漏らしません。

上記について遵守することを誓います。

年　　月　　日

協力員候補者（自署）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式 3）

年　　月　　日

泉南市長

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

泉南市民生委員協力員辞任届

私は民生委員協力員を辞任したいので、以下のとおり届け出ます。

なお、民生委員協力員証、保有していた個人情報文書等は、すでに市民児協へ返却しております。

辞 任 日：　　年　　月　　日
辞任理由： 一身上の都合　・　体調不良　・　任期満了 その他（　　）

（確認者）泉南市民生委員児童委員協議会

会長（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式 4）

年　　月　　日

泉南市民生委員協力員活動報告書

（　　年　　月分）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿地区

（協力員氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

活動件数	件

活動概要	延べ件数
(1) 見守り対象者の状況把握、訪問、安否確認	件
(2) 地域福祉イベント等への参加・協力	件
(3) 周知・啓発活動（啓発チラシの配布、注意喚起等）	件
(4) その他活動	件
(5) 民生委員との連絡調整回数	件

（職務等）

第 8 条 協力員は、民生委員と連携し、その指示及び指導のもとに、民生委員活動を補佐する。

（確認者）　泉南市民生委員児童委員協議会

＿＿＿＿＿＿地区

地区担当民生委員（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

泉南市民生委員協力員活動報告書　協力員用メモ（　）月分

日・曜日	活動概要	活動内訳				回数
		（1）見守り対象者の状況把握、訪問、安否確認	（2）地域福祉イベント等への参加・協力	（3）周知・啓発活動（啓発チラシ配布、注意喚起）	（4）その他活動	（5）民生委員との連絡調整回数
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						
（　）						

※このメモは、「活動報告書（様式 4)」を作成するための資料としてお使いください(提出不要)